

令和7年度第1回茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会会議録

議題	(1) 指定管理者候補者の選定等について（諮問） (2) 茅ヶ崎市児童クラブ指定管理者選定に係る募集要項について (3) その他
日時	令和7年4月17日（木） 12時30分～14時15分
場所	茅ヶ崎小学校 特別棟音楽室
出席者氏名	【委員】 中村委員長、山本副委員長、小山委員、山田委員、 小泉臨時委員 【事務局】 (行政改革推進課) 永倉課長、前田主幹、岡崎課長補佐、 佐々田主査、川本主査、千葉副主査 (青少年課) 鈴木課長、熊谷課長補佐、小井戸主査、植田主査 、数野主事
会議資料	・令和7年度第1回茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会 次第 ・【資料1】茅ヶ崎市児童クラブ指定管理者募集要項 ・【資料2】別紙1 茅ヶ崎市児童クラブ指定管理者管理運営の基準 ・【資料3】別紙2 茅ヶ崎市児童クラブ指定管理者指定申請提出書類様式集 ・【資料4】別紙3 応募辞退届 ・【資料5】別紙4 選定審査評価表 ・【資料6】資料1 「茅ヶ崎市教育・保育提供区域」 ・【資料7】資料2 子ども子育て支援交付金要綱について ・【資料8】資料3 待機児童発生状況について ・【資料9】資料4 茅ヶ崎市児童クラブ条例 ・【資料10】資料5 茅ヶ崎市児童クラブ条例施行規則 ・【資料11】資料6 茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

	<ul style="list-style-type: none"> ・【資料 12】参考1 指定管理者制度を導入した施設のモニタリングに関する指針 ・【資料 13】参考2 施設管理者のための建物維持管理の手引き ・【資料 14】参考3 「C－EMS」を通じた市役所温暖化対策～地球温暖化対策実行計画（事務事業編）～ ・【資料 15】参考4 茅ヶ崎市公共施設電力調達に関する基本方針 ・【資料 16】【参考】指定管理者制度導入に関する基本的考え方 ・【資料 17】【参考】茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会規則
会議の公開・非公開	非公開
非公開の理由	茅ヶ崎市児童クラブの指定管理者選定に係る募集要項の審査であり、市の内部情報及び茅ヶ崎市情報公開条例第5条第3項に該当するため

会議録

○前田主幹

本日はご多忙のところ、令和7年度第1回茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会にご参加いただきありがとうございます。

はじめに、今年度1回目の会議となりますので、改めて担当者を紹介させていただきます。

〈職員紹介〉

○前田主幹

続きまして、本日の議題でございます。

本日の議題等といたしましては、お手元の次第の通りでございます。

議題1、指定管理者候補者の選定について(諮問)

議題2、茅ヶ崎市児童クラブの指定管理者選定に係る募集要項について
以上の審議事項2件と、最後にその他となっております。

それでは、議題2で使用する資料の確認をさせていただきます。

お配りしました次第の裏面をご確認いただきたいと思います。

本日たくさん資料配りさせていただきますので、資料の確認をさせていただきます。

〈資料確認〉

過不足等はございませんでしょうか。

続きまして、本日の委員会の成立についてでございますが、茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会規則第6条第2項に従い、本委員会委員5名のうち、現在5名ご出席いただいてございまして過半数を超えていたため、成立していることをご報告申し上げます。

それでは、会議の進行は中村委員長にお願いしたいと思います。

委員長よろしくお願ひいたします。

○中村委員長

はい。それでは引き続き、会議を進めさせていただきます。

昨年に引き続きまして、今年度、また指定管理者選定等委員会が始まります。

今年は選定数が多くなりますので、選定の方もいろいろ工夫しながらご協力お願いすることになると思いますので、よろしくお願いします。

昨年もかなりいろんな活発な議論を行いましたので、それを踏まえて、良い指定管理者を選定したいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

まず初めに、本議題の公開・非公開についてお諮りさせていただきます。

今回の議題は、茅ヶ崎市児童クラブの指定管理者選定に係る募集要項の審査です。

市の内部情報に当たるため、非公開とさせていただきたいと考えておりますがよろしいでしょうか。

【異議なし】

では、次第に沿いまして、初めに議題1について事務局より説明をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。

○前田主幹

では議題1といたしまして、指定管理者候補者の選定等について諮問させていただきます。

○永倉課長

茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会委員長、中村賢一様。市長に代わりまして、代読させていただきます。

指定管理者候補者の選定等について(諮問)、このことについて、茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会規則第2条の規定により諮問いたします。

諮問する事案1、指定管理者候補者の選定。対象施設、茅ヶ崎市児童クラブ23施設、茅ヶ崎

市民活動サポートセンター1 施設、茅ヶ崎市老人福祉センター1 施設。

事案 2、指定管理者候補者の行った管理に係る評価。対象施設、茅ヶ崎市地域集会施設 11 施設。茅ヶ崎市こどもの家 6 施設、茅ヶ崎市老人憩いの家、萩園いこいの里を除く 3 施設。

事案 3、指定管理者制度導入施設の管理運営に係るモニタリング全施設になります。

よろしくお願ひします。

○前田主幹

ただいま諮問させていただきました。

これは茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会規則第 2 条の「委員会は、指定管理者の候補者の選定につき市長または教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、または建議するもの」という規定に基づくもので、評価終了後に本委員会において、諮問に対する答申を提出いただくこととなります。

よろしくお願ひいたします。

○中村委員長

はい。では、よろしくお願ひします。

今回、最終的には答申になりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは議題 2 について、施設所管課である青少年課より説明をお願いします。

○熊谷課長補佐

それでは、募集要項の案について、説明をさせていただきます。

着座のまま説明させていただきたいと思います。

青少年課児童クラブ担当の課長補佐熊谷です。

要綱案について、早速ですが、募集要項の 2 ページになります。

項目 2 の設置目的にもありますが、児童クラブにつきましては、児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項に基づき、保護者が昼間家庭にない児童の健全な育成を図るために設置する施設となります。

本市におきましては、現在市内に 24 の公設クラブを設置しております、これまでに指定管理者による管理運営が行われております。

今回、令和 7 年度末をもちまして、現行の指定管理期間が終了することから、新たな指定管理者を公募するものとなります。

それでは、募集要項案に沿って、概要の説明を続けさせていただきます。

同じ 2 ページでは、項目 1 から 4 にわたりまして、趣旨、設置目的、成果指標、募集について記載しております。

このうち項目 3、成果指標につきましては、項目 2 に示しております設置目標の達成状況を確

認するため、指定管理者に対し、毎年度、利用児童の保護者に向けたアンケートを実施し、そのアンケート項目に、「子どもにとって心理的に安全な場所になっている」、「事故防止に努めている」の両項目を設置し、「満足している」、「まあまあ満足している」の割合が9割以上となることを目指すこととしております。

また、項番4の募集についてですが、こちらは今回公募するブロック数と選定する指定管理者数について記載をしております。

こちらは、前回の応募内容から変更となっており、補足の説明をさせていただきますが、令和3年度から今年度7年度の指定管理期間におきましては、令和2年度から6年度を対象としている第二期茅ヶ崎市こども子育て支援事業計画で用いられておりまして、現在、令和7年度以降についても、「こどまちプロジェクト2025-2029」、「茅ヶ崎のこども計画」においても、引き継がれております。教育保育提供区域として、AからEの5ブロックに分割し、それぞれブロックごとに指定管理者を募集しておりました。

そういった状況から、今回につきましては、これまでの5ブロックを東西の2ブロックに分割し、指定管理者を募集し、最大で2事業者、最小で1事業者を選考することとしております。

この選考につきましては、これまで指定管理者制度によって児童クラブを実施してきた中で、安定的な事業運営を担保していくためには、今回募集要項に記載しておりますような、東西どちらかの規模以上の事業実施というものが、可能となる事業者の選定が必要であるというふうに考えられることから、このようにしております。

また、市内で児童クラブのサービス内容に大きな差が出ないよう、均一的なサービス内容というものを担保しつつ、一方で競争原理という部分を確保しまして、複数の事業者が互いに影響を受け合い、よりよい児童クラブ運営につなげていっていただきたいという考え方を反映する形でブロック数の範囲変更を行っております。

またこの後、改めて詳細の説明をさせていただきますが、現在茅ヶ崎市では市が抱えております待機児童にかかる課題に対しても、機動的に対応していただける指定管理者の選考も必要であると考えております。

そういった点からも、安定に事業を遂行できる指定管理者選定を進めていかなければと考えております。

続きまして、3、4ページに進ませていただきます。

こちらでは、先ほど触れました東部西部の中にありますAからEにかかる説明の記載と、あとは各施設の概要について説明をしております。

具体的なイメージとしましては、別に資料1でお示しをしておりますが、市内の区分をお示しさせていただいております。

また各施設の間取り、図面等につきましては、応募者説明会を行う予定になっておりますが、その説明会の中で提示することを想定しております。

ページを進みまして、5 ページ以降になります。

こちらでは、開所時間や指定を行う期間等について記載をしております。

このうち項番 7、指定管理者が行う業務の中では、今回新たに(4)としまして、待機児童解消等を目的に設置するサテライト型児童クラブ運営業務を記載しております。

こちらのサテライト型児童クラブにつきましては、同じく 5 ページの下の部分に注 1 ということで、詳細の説明を行っておりますが、現在本市では継続的に待機児童が発生する状況が続いており、解消に向けた様々な対策を進めているところです。

その待機児童解消に向けた対策の一環として実施するものが、このサテライト型児童クラブになりますが、これは学校ですとか、学校等の既存の教育施設等を活用しまして、3~4 ページに記載をさせていただいております既存の公設児童クラブの分室として運営する児童クラブとなります。

このサテライト型児童クラブにつきましては、待機児童の発生状況等に応じまして、市が実施場所を準備し、指定管理者が運営することを想定しております。

指定管理者に実施場所の改修にかかる費用負担は発生せず、事業実施に係る水道光熱費等の費用を指定管理者負担とすることとして、実際にサテライト型児童クラブを実施することとなった場合は、この後に記載がありますが、指定管理料に追加する形で必要な経費をお支払いし、事業を実施できるようにすることを想定しております。

実際サテライト型児童クラブを実施する場合は、市と指定管理者で事前に協議を行った上で、両者の合意がえられた場合に実施することを想定しております。

またこのサテライト型児童クラブに係る記載として、本市における児童クラブの待機児童数の推移として、令和 4 年度 4 月時点での令和 8 年から 12 年において、待機児童解消に向けた対応をしなかった場合に、どのような待機児童数になるかという部分を予測した推計の推移をグラフとして載せさせていただいております。

直近でサテライト型児童クラブとしての開所が見込まれる学区とその規模感を示しているところですが、こちらにつきましては、公募の申請者に向けて、本市における待機児童の発生状況の見込みを示すことを目的に記載をしております。

直近に解消が見込まれるクラブの中には、今現在も児童クラブとして運営しているクラブもありますが、今後は学校施設を活用したサテライト型児童クラブとして位置付け、指定管理者による最適な運営を目指しているもので、今回選定される候補者、指定管理者と協議のうえ実施をして参ります。

その他、児童クラブの管理運営業務を指定管理者が行うに当たりまして、指定管理者に要求する管理運営の業務内容の詳細や水準等につきましては、別紙 1、茅ヶ崎市児童クラブ指定管理者運営の基準の中で示しております。

続いて、同じ 6 ページのグラフ以下になります。

指定管理や経費に関する記載が続いております項番 8 については、指定管理の期間になりま

して、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間を予定していることを記載しております。

項目9の経費に関する事項につきましては、市が指定管理者に支払う指定管理料や児童クラブ入所児童保護者が指定管理者に支払う育成料等について記載しております。

(1)育成料につきましては、茅ヶ崎市児童クラブ条例に基づき、育成料と延長保育料の合算額が児童1人当たり月額2万円を超えない範囲であることを示しておりまして、例を示して金額の考え方を提示しております。

ページ進みまして、7ページとなります。

(2)、(3)では、市が指定管理者に支払う指定管理料について記載しております。

指定管理料の額につきましては、A区からE区について毎年度の上限額を示しております。

各年度の上限額につきましては、子ども子育て支援交付金交付要綱における補助単価をもとに算出しており、現時点で最低賃金等の上昇も考慮した形で算出をしております。

また、先ほどから繰り返しの説明となります、サテライト型児童クラブ設置に係る指定管理料につきましては、ここで示す額とは別に支払うことについても記載をしております。

続いて8ページ後半以降です。

(4)で指定管理料の支払いについて、(5)指定管理料の使途について記載しております、続く9ページでは、(6)管理口座にかかる記載をしております。

続く項目10では、指定管理者の公募に関する事項を記載しております。

募集期間、募集資格、募集要項の配布に係る記載。

また続いて、5月14日にオンラインでの開催を予定しております応募説明会についての記載をしております。こちらの説明会につきましては、応募する場合は参加を必須としている形をとさせていただいております。

続いて(5)以降では、質問受け付けに係る記載、応募書類の提出にかかる記載となり、ページを進めまして11ページでは共同事業体として応募に係る内容を記載しております。

そのまま11、12ページになりますが、(8)で今回本市児童クラブの指定管理者選定にあたりまして、担当課としてその考え方やアイデア、提案内容が具体的かつ効果的で、さらには実現可能性が高いかどうかという点を特に重要視したいと考えまして、提案を求める事項として記載しております。

具体的な内容としましては、ア 待機児童等を目的として設置するサテライト型児童クラブの運営について。イ 小学校ふれあいプラザとの連携について。ウ 地域等との連携について。エ 学齢に応じた保育サービス及び保育の質について。以上の4点を記載しております。

待機児童解消や保育の質の向上等に向け、より具体的で効果的なアイデア、考え方等を提案していただいた申請者が評価されることを想定しております。

それぞれの項目について、少し補足の説明をさせていただきます。

まず、ア サテライト型児童クラブに係る内容につきましては、これまで繰り返し説明をしておりますが、記載の内容の通り、サテライト型児童クラブ実施に対する考え方やその待機児童解消に向けたアイデア等の提案を期待しているところです。

続く、イ 小学校ふれあいプラザに係る内容につきましては、放課後の多様な居場所づくりの必要性が高まる中で、児童クラブと本市では小学校ふれあいプラザという名称で事業を実施しておりますが、放課後子供教室との効果的な連携の必要性も継続的に求められている状況等を踏まえまして、さらには広い視点から見たときに、待機児童解消に向けた取り組みにも繋がるものであるという考えから、児童クラブと小学校ふれあいプラザの連携に係る具体的で効果的な提案を期待しているところでございます。

続いて、ウ 地域との連携につきましては、地域との連携を強化することで地域の資源や専門知識を活用し、より多様な支援やプログラムを提供するというような形に繋がると考え、子供たちがより豊かな成長を遂げられると考えられることから、地域等との連携に対して具体的で効果的なアイデアの提案を期待しているところです。

続く、エ 学齢に応じた保育サービス及び保育の質につきましては、記載にあります通り、児童クラブが1年生から6年生が対象となる事業という特徴から、低学年、高学年のそれぞれに合った保育や質を保ちながら実施していくために、必要な具体的で効果的なアイデアというものを提案していただきたいと考えております。

担当課としましては、これらの点について様々な提案をいただきたいと考えこの4点挙げさせていただいております。

また、合わせての説明になりますが、続く(9)地域連携型の運営体制について、ただいま説明しました提案を求める事項のウと近い内容にはなっておりますが、こちらにつきましては、児童クラブの存在ですか、指定管理者と地域の様々な主体との連携が広い意味で児童クラブのあるその地域への貢献へと繋がり、そのことが児童にとっても安全安心で過ごしやすい居場所づくりへと繋がっていくことから、記載をしております。

さらに、踏み込んだ地域との活動に向けた考え方ですか、その活動を実現していくために必要になると思われる要素として、ここでは市内の応募者の本店や支店の有無等に係る状況の確認というものを書かせていただいておりますが、そういった意図で記載をしております。

12ページ以降につきましては、応募に関する留意事項ですか、指定管理の選考に係る一般的な確認事項の確認になりますので、時間の都合上、割愛をさせていただきたいと思いますが、最後に選定に係る記載内容について、説明をさせていただきたいと思います。

ページは、13ページの中の項目番号11になります。

指定管理者の選定及び指定に関する事項となります。

(1)では選定方法について記載をしておりますが、別紙4、茅ヶ崎市児童クラブ指定管理者選定審査評価表で掲げます評価項目及び評価の視点により得点化した、各選定等委員会委員の

総合評価点の合計により選定を行い、最終評価点が満点の6割以上でかつ最も高いものを指定管理者の候補者として選定し、2番目に高いものを候補者の次点者として選定することとしています。

なお、14ページになりますが、最終評価点が同点の場合につきましては、市が最も重視している評価項目、このシートの中では7となってしまっておりますが、修正を後程したいと思いますが、8番の提案を求める事項の合計点が高かったものを候補者としたいと考えております。

さらにこの合計点においても、同点になる場合においては、5施設の運営についての中にはあります(6)利用者の利便性向上に向けたデジタル化の方策が図られているかの点数が高いものを候補者とすることとしています。

なお今紹介しました別紙4につきましては、担当課として、特に重要視する点については得点の配分を大きくする対応をとっています。

これらの審査過程により選出された候補者につきましては、令和7年9月の第3回茅ヶ崎市議会定例会において議案を提出し、議会での議決を経て、指定管理者として指定する予定となっております。

説明大変長くなりましたが、担当課からの説明は以上となります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○中村委員長

はい。

ありがとうございました。

それではこの今の説明について、質疑をしたいと思います。

質疑とか意見があればそれも含めてですけども、ご自由に発言していただいてよろしいかと思います。

○山田委員

最後のご説明の8に、修正というのは不要ではないかと思いました。

むしろ、評価表におけるとか、評価表の評価項目というふうに補足すれば、7番のままでよろしいと思いました。

続けて、いくつか質問をします。事前に資料拝見した中での質問なので、今のご説明で少し変わったところがあるかもしれません、まず2ページの項目3ですけれども、利用者アンケートは、これ毎年全数調査ですか。

○小井戸主査

その年に入所している家庭に対して、毎年実施しております。

○山田委員

回答は基本的には保護者が回答するもので、どのぐらい数が集まるのでしょうか。

○数野主事

回答率は過年度を見ましたところ、5～6割になります。

○山田委員

さらに、そのうちの9割以上が「満足している」以上のところになるようにというのがターゲットになっているのですね。これは、5～6割なので、かなりの人が関わっていると同時に、かなりの回答がないというか回答がない方もいるのですけれども。例えば回答がない方について、別途この事業者にフォローしてもらうとか、或いは保護者が来たときにそれを話す予定はあるのでしょうか。

○数野主事

特に具体的なところは考えてはいなかったのですけれども、おっしゃる通り、声なき声といいますか、潜在的な人数だとか要望っていうのは答える必要もあるかと思うので、選定された指定管理者については、そういうアンケート未回答の方について、どのように声を聞くかというのは検討させていただきたいと思います。

○山田委員

さらにその上で今回の募集の要件が、心理的に安全な場所という項目と、それから事故防止、というところが選択されているのですけど、これも既存アンケートの中で、ここをより重視すべきといったようなアンケートの評価がなされているという理解でよろしいでしょうか。

○数野主事

今回、法整備もされて、こども中心の世の中にしていきたいといったところで、こどもの心理的に安全な場所になっているかといったところで、今まで項目として挙げられていなかったところを、声を聞いて評価していきたいというところになります。

事故防止のところは安全性といったところを伺っていますので、今まで高い水準だったので、同水準の高い水準で遂行できることを期待して、成果指標としたというところになっております。

○山田委員

わかりました。そのあとについては、基準を満たすというところでよろしいかと思うのですけど、11ページの(8)の提案求める事項の、先ほどご説明もあったのですが、これが今回の評価表でいうと

7番のところに該当する項目で、ウエイトも3倍。すべての項目を3倍になっているというところだと思うのですけれども、全体の募集の重要性からすると、このアイウエの順番でいいのかっていうこと、それから過不足はないかって言うことと、それから、もしもこの4つの項目に順番があるのであれば、それを全部 5×3 でいいのかというのは、事務局、担当課の皆さんとしてはどのようにお考えなのかを、ちょっと聞いておきたかったです。

というのは、今までのご説明と、それから項番2のところと連動すると、おそらく「エ」が重要でないと多分困るという気がしました。

つまり、この質が保証されるので心理的に安心安全で、なおかつ、危機管理もきちんとしているので、対象も良いというふうに考えると、順番としては「エ」の非常にウエイトが大きいのかなど、読んでいて思ったところです。ですが、これよりも先にサテライト化という児童クラブの、企画を求めていらっしゃるっていうところなので、むしろ待機児童解消の方が今重要性があるのであれば、もちろんこれで構わないと思うのですけど。

提案を読む側としては、この順番でいくと「ア」が結構重視されているのかなというふうに思うので、「エ」よりも「ア」に力を入れて、もしかしたらプレゼンが行われるかもしれないというところと、項番2と項番3のところと連動して考えると、ここはこのような順番でよろしかったでしょうかというのが、ちょっと疑問に思いましたので、この経緯をお知らせいただきたいかなと思いました。

あと自分の気持ちとしては「エ」が最初の方がいいのかなというふうに思ったのですけど、何かもしそこに経緯があれば、お聞かせいただきたいなというふうに思います。

○中村委員長

担当課でウエイトの考え方みたいなのがおありでしたら、ここは我々としても聞いておきたいところです。

○熊谷課長補佐

今まにお話ありましたように、茅ヶ崎市の状況として、待機児童がとても多く発生してしまっているという状況から、ここ「ア」から「エ」に関わる優先順位は検討したところがありまして、そちらに対する意識が強く出てしまったところもあって、「ア」にこの待機児童解消対策っていうところを据えていたところはあります。ただ、今ご指摘いただいたように、その前段といいますか、大前提として、質ですか安全ですか、そういうものを担保した上での対策対応になっていくのかなっていうのは、おっしゃる通りかなというふうに思いましたので、これはここで変えたいと考えます。

○山田委員

皆さんのお考えに従って、決めた方がいいと思うので。この評価をするときにどのような意味合いがあるのかは、ちょっとこの(8)は大きい部分になりそうですね。

その点で考えると、その 5×3 という配点もこれでいいのか、或いは、もうちょっと見直したほうがいいのかっていうのは他の委員の皆さんのお考えもあるかもしれませんけど、個人的には、選定の際に評価項目の項番 7 で差がつくところだと思うので、ここはちょっとお考えを聞かせていただきました。

最後に、そうすると、今ご説明にあった最後の方で、もしも同点だった場合、項番11(1)についても同点だった場合が 2 つぐらい続くと、最後の最後がデジタル化の方策が図られているということで決めますということなのでしょうが、これもこの内容は比較的重要視なさっているのでしょうかというのは、ここも教えていただきたかったところです。

例えば、利用者の声を適切にキャッチするためにも、それから提案するためにも、ここは今直近の課題なので、これは指定管理者に求めたいという意味がはっきりしているのであれば、これを最後の最後の候補に挙げても構わないかもしれませんけど、これはむしろどこもできるというところを前提にしなければいけないなという気がしていたので、そこは考えをお聞かせいただけたと。

そういった全体とこの評価表の方の連動と、この募集要項のところがうまく繋がっているとわかりやすいという意図の質問です。

○熊谷課長補佐

最後のデジタル化の部分をここに入れさせていただいた意図としましては、今現行 2 事業者が茅ヶ崎市児童クラブの管理運営を行っているのですけれども。その 2 事業者の申請ですとか、そういう部分で電子申請を取り入れておられます。その利用状況といいますか、利用勝手がいいという現状がありますので、その部分はこちらとしても継続をしていきたいなど。例えば今回事業者が変わったとして、また紙申請に戻ってしまうとか、そういうようなことはできればないような形にしたいなということで、設定をさせていただいた経緯がございます。

配点の考え方については、ちょっとおっしゃる通りだなっていう部分もあります。

○山本副委員長

私が思っていたデジタル化の方策っていうのは、子供のためのいろいろなやりとりでデジタル化だと思っていたら、そうじゃなくて市に出てくる資料のデジタル化の話でしょうか。

それは違うのではないか。それをこの観点にするのは間違っていると思います。

それは市が電子で出してくださいと言えばいいことで、ここの評価点に持ってくるのは全然違う観点だと思います。親が子供たちを預けている間に、預けている間の子供の様子が見ることができるとか、いろんなことをデジタル化で駆使してやってほしいということではないでしょうか。

基本的に今、入退室だってちゃんとわかるようにやっているし、実際ある程度のことは最低限としてやっていると思いますよ。お知らせなども一斉配信をしているだろうし。今回の提案では、最低限以上のデジタル化を求めていると思っていました。

それなのに、それを市に出す資料がというのは全然次元が違うことで、そこに配点を持ってくるということ自体が違うのではないでしょうか。

○数野主事

市に持ってきて欲しい資料のデジタル化も裏側であったのかもしれないんですけども、どちらかというと利用者の目線で申請という意味合いで。やはり保護者が申請するので、保護者としては指定管理者が変わっても、なお利便性高く申請ができる想定していました。子供の視点がちょっと足りなかつたというのは、ご指摘通りかなというところはあります。

○山本委員

こどもの視点ではないものを、ここの評価に入れるのは、違うのではないか。

○数野主事

当初、保護者の目線といったところを想定していました。

○山本副委員長

それは市がしっかり指導すればよいことであって、今までこうやってくれたから、これを踏襲していきたいんですということを言ってもよいのではないか。

○中村委員長

そうですよね。私たちも委員としては、やっぱり本来子供のためのデジタル化っていうのがメインになるべきだと。

それでどうですか。委員の皆さんはそんな意図でいいですか。

もしそうだとすると、そこは市の方でそういうスタンスに変えられますかというお願いですよね。要するに、子供のためのデジタル化を重視してここは評価して欲しいというのが我々委員の意見です。

そういうことに対して、市側としてそれはどうですか、受け入れられる余地ありますかという、そういうことです。

○鈴木課長

先ほどの山田委員のご指摘の(8)提案を求める事項については、この順番と配点、これを含めて委員の皆さんのお意見というのは十分ご理解できますし、その通りだと思う部分があるので、そこについて修正をしていきたいと思います。

○中村委員長

そこはお願いなんですね。我々、委員の意見ということで、もう1回市の中できちんと議論してくださいということです。

そういう意見がありましたので、我々の意見を検討いただければと思います。

○山本副委員長

伺いたいことがあって、今このやり方を縦で、西東に分けた理由と、それから今実際に大きい事業者、学童保育会とシダックスの2つあるが、それが今回のわり方とほぼ一緒ですか。

それから、ここに書いてある学区の、場所としては小出、香川、円蔵の中に鶴が台が入るけども、この中に鶴が台が書いていない。

また、放課後のプラザ自体は、どこの学校もある程度ほぼ毎日開設できている状態でしょうか。

○小井戸主査

ふれあいプラザは、学区によります。

○山本副委員長

そのばらつきもある中で、そのプラザに対してもこの選定の評価、評価項目を重視する項目の中に入っているので、実際にクラブが運営されていないところにこの評価項目をもってきて、この評価項目の中に入していくということが、どうなのかなと思います。

実際きちんと運営されていて、「毎日のようにやっているところと、上手くやってくださいね」というのが提案する事業者もやりやすいと思うのですが、実際にプラザ自体が週に1回やるかやらないかでは、どうやってやるのですか。

その事業者さんが受けるイメージも違うし、やる事ややり方も違ってくると思うので、それを「提案を求める事項」の中で、評価しますと入れて、3倍とするのも、実際のそのプラザの細かいことや、各学区の情報もくれないと、事業者としては正しい提案ができないと思う。通り一遍の提案を出したとしても、結局運営できているところとできていないところの差がものすごくあるので、これを学区毎にまとめて、これに対して出してくださいというのは、提案の仕方が全然違ってくる。この学校に対しては、こうします、この学校に対しては、どうしますという細かいものを提示してくれないと、同じことをやってもできない。そのあたりの視点は、どうやって確認するのだろうと、ちょっと疑問に思ったのですけど、いかがでしょう。

○熊谷課長補佐

まず、鶴が台の件から整理をさせていただきます。鶴が台は、現在指定管理という形ではやつ

ていない、直営で業務委託という形で事業を行っております。

今回は指定管理の選定の時期になりますので、選定と同時に管理者の見直しを行ったうえで、指定管理者による一体的な運営というものを行っていきたいというふうに考えまして、実施を想定しています。

また、その他の待機児童が発生している児童クラブにつきましては、学校施設を活用したサテライト型の児童クラブとして指定管理者に運営を行っていただきたいと考えているところです。

○山本副委員長

今の鶴が台の児童クラブはどうなるのか。

○熊谷課長補佐

鶴が台は、業務委託という形で、事業者さんとしては学童保育の会さんに委託をしている形になりますが、今回は選定された指定管理者による一体的な運営を考えているところです。

○中村委員長

業務委託の契約変更になるのか。

○熊谷課長補佐

基本的には今やっている事業者が、指定管理者と指定管理者じゃない形で、現状管理運営を行っている。この学区については、指定管理ではない学童保育の会さんが今直接やっているような形になっているものを、同じブロックの指定管理者が一体で事業ができるように変えたいというのが、今回の狙いです。

○山本副委員長

他の学校はそのような学区があるのでしょうか。

○熊谷課長補佐

鶴が台だけになります。

○山本副委員長

サテライトについては、子どもがあふれて入らないので、考え方自体はすごくわかるし、学校の施設、空いている教室を使いたいという形はわかる。

○中村委員長

この募集要項については、その部分をしっかりと整理した方が良い気がします。

○鈴木課長

わかりました。ありがとうございます。

○小泉臨時委員

すごい素朴な質問で大変恐縮ですけれども、こちらの茅ヶ崎市児童クラブの選定、指定管理者ですけど、この管轄は教育委員会ってことでいいわけですよね。

こども部門じゃなくて、教育委員会で。放課後の学童保育と子供教室というふれあいプラザとの連携もできるということですね。

要するに、教育委員会がやるのに、学童保育のことを主として指定管理するっていう意味。

いや、ちょっと疑問で、ちょっと鎌倉市とあまりに違うので、すごい混乱しているのですけれども。例えばサテライト型の児童クラブという発想は、面白いというか、今待機児童が非常にいろんなところで問題なので、とにかく施設とかそういった設備をいかに、いろんなところから持ってくるかというのは大きな課題だと思っていい。それを市がしっかりと実施場所を指定するというのは、ものすごく責任がある。

母体としてはすごいなと今思っていたのですけど、それを主に小学校の教室を利用するということが大前提ということで。教育委員会とも最初からその辺は十分に連携が取れているということが前提ですか。

○熊谷課長補佐

はい。学校ごとに状況は違いますので、学校の教室の使用状況ですとかそういったところに大きく左右されますけども。全体としては、今の児童クラブの茅ヶ崎市における状況を共有させていただいて、方向性として、そういう学校施設を使わせていただきたいというところは、各学校側に教育委員会としての方向性を示しております。

○小泉臨時委員

教育委員会が親分だから、それは可能だということ。

○熊谷課長補佐

あとはもう、実際に現地で各学校校長会とかでそういうことを説明しておりますし、あとは実際に多く待機児童が出てしまっている学校に伺わせていただいて、お部屋の使用状況とかを確認させていただいた中で、常設でできるお部屋があるかないかですか、そういった調整を図らせていただいて、確保できればそこを使わせていただくというようなことを考えております。

○小泉臨時委員

実際にその運営主体となったところが、そもそも学校と連携取れてない事業者となるかもしれない。学校ごとにいろいろ交渉するとなつたときに、必ず青少年課が間に入ってくれるということです上ね。

ただ提案としては、教育委員会と協議決定するとなつてはいるけれども、その連携内容について書きましょうといふことも書かれているので、それはどういう意味でしょうか。

安定的にそれが保障されているのであれば、提案する内容だけでいいわけなので、体制として大丈夫だったら、それはありがたいかなというふうに思つてはいる。

○熊谷課長補佐

場所の確保という部分については、いつも確保できるわけではないのですが、確保に向けて青少年課の方がうまく調整をして、費用負担も事業者さんには求めずに、こちらの方で、調整をするという形を取つてきたいと思っています。

○小泉臨時委員

結局、保育内容の質の確保のときに、学校の校庭を使つたり、空き教室いっぱい使つたりということを、柔軟にスムーズに取り込むことができるといふと随分変わってきますよね。保育の質も。

一人ひとりの子供の使用面積なども、今はどんどん児童が増えているので、狭くなつてくる。そういった意味で、すごく実現的に充実した環境作る体制が完璧に取れていますといふうに思つてもいいのかなと思ったので、この提案として面白いと思ったのですけど。

そのあたりは確実に、市が間に入ってくれるのであれば、これは全国でもすごい先駆的な事例なのかなというふうに思つて、非常に素晴らしいと思ったところです。

あと1点いいですか。

2ページの成果指標のところですけれど、これって毎年、つまりモニタリングでその施設が利用者アンケートをとるわけですよね。その利用者アンケートの内容については、自分たちが作るのである。その中の項目は必ず入れてくださいということですか。

今まで定期的にやってきていて、それでも十分保育の質だけじゃなく、いろんな運営の質といふのをわかっていた、評価していたということですね。

先ほどの先生方からもあったのですけど、保育の質が一番重要であると、我々、私なんか特にそういうのを提案していくわけですけれども、その質に関するベーシックな理念といふのがちょっと全然見えないところがありまして。どこを見れば、それがわかるのかなとすごく思つていて。

例えば趣旨、それから設置目的を見ても、本当シンプルな立て付けしか書いてなくて、いわゆる運営の、つまり質を大事にするってことは先生方もわかっているけれども、それについても触れら

れていないでどんな運用する箱を作りましょうみたいな、極端に言うと、そういう印象しか正直なくて。いわゆる保育理念、いわゆる運営理念というものが、一体誰がそれを作っているのだろうと思いました。

例えば「こどまちプロジェクト」ですね。この間3月の末に完成しましたよね。茅ヶ崎市の。それらの中でたくさん、子供の人権を大事にするとか、いろんなことが謳われている中で、せめてそういう言葉もどつかに出てくるべきだと思っていて。こども基本法が施行され、たった2行というのは、内容や、どんな目的で開設するのかという理念が伝わってこないので、何かもう少しその辺は入れたほうがいいんじゃないかなというふうに、今更ながら思ったりするのですけど、いかがでしょうか。

○中村委員長

どうですかね。その辺のいわゆる事業者に求める、職員の資質みたいな要素というのははどういうところで評価したらいいのか。という先生の疑問ですよ。

そうすると、そこをどこかの評価に入れるのか、それとも、どこかの文言の中にそういうところを入れて、いわゆる職員の質とか、そういうところは重視した提案をお願いしますのでと、一言加えるとか、そういう意味でもいいと思うのですけれども。

○鈴木課長

評価項目の中には、保育の質と入れているのですが、先生おっしゃったように、根本となるところが抜け落ちていたというのは、今反省をしているところです。

市のことでも計画もできたので、そちらの方を運用しながら、少し我々としての思い、理念というのを、どこかに入れさせていただきたいなと思っております。

○中村委員長

我々も審査するときに、今ご意見出したあたりは見ようとするわけですよ。僕ら審査するときに、そういう要素の記述があるかどうかっていうのは見ますよね。

そういうようなやり方になってくると思います。

逆に言うと、そこが市のスタンスです。市がそういう基本スタンスを持っているから、そういう表現になってくるっていう。募集要項の記述が、そういうふうに市の意思が出るという、そういうところを出して欲しいなというお願いです。

○鈴木課長

承知いたしました。

○岡崎課長補佐

これは設置目的と成果指標の間なのか、或いは管理運営方針として、管理運営の基準の別紙1の方で若干それに近いところもあるので、こういったところの表現をちょっと本市のこどまちプロジェクト等々の内容を深堀したものを組み合わせて整理したいと思います。

○中村委員長

きちんと読む事業者さんは、そこをきちんと提案に入れてていきますから。

○小山委員

時間がかかって申し訳ないのですが、11ページの先ほどから問題になっております、提案を求める事項のアの項目について、1つ質問をします。

この中で最終的には待機児童の早期解消ということが大事ですとのこと。

それに関する実現可能なアイデアを出してくださいという言い方は、余りにもちょっと唐突ではないか。

を考えるのは、茅ヶ崎市であって、その1つの案がサテライト型児童クラブなのかなと私は思っていたのですけれど。

この辺ちょっと、文言がおかしいのではないかなという程度のことと、逆に待機児童の早期解消ということが、とても大切ということがあるのであれば、それを評価表のどこで評価するのだろうか。

評価表の提案を求める事項についての(1)がその部分だろうと思うのですけど、ここにはそういう趣旨のことが書いてないですよね。

ですから、指定管理者として手を挙げた方が、サテライト型児童クラブの運営についてはこういうふうにしますとか考えていますという提案書が出てくるだろうと思うのですけれど、それ以外にどういったことを出したらいいのか、或いは出したことで、どう評価に影響するのかっていうあたりがちょっと曖昧なので、その辺もう一度ご検討いただいた方がいいのではないかなど。

それから、ここではこの7項目、提案を求める事項についての評価が全部×3にしておりますけれども、これは私の個人的な意見で、余りにも高すぎるのではないかなという気もするんですね。

先ほど山田委員からもあったように、優劣をつけた方がいいとかいうお話も含めて、ちょっとご検討いただけるような内容なのではないか。

本当に掛ける3でいいのだろうか。という辺りをちょっと検討していただいた方がいいのではないか。それが1つ。

それから、もう1つここは児童クラブというのは24ですよね。

ということであれば、この条例に書いてあるグラフでは23しかないのですが、1個増えているという理解でよろしいのか。

茅ヶ崎市児童クラブ条例の最後に一覧表がついていますが、これを数えると23しかない。

要は23だろうが24だろうがいいのですけれど、合わせておいた方がいいというふうに思います。

24を前提として募集要項とか、基準が作られているので、おそらく24だろうなと思うのですけど。

○小井戸主査

3、4ページにC区があるのですけれども、鶴嶺学区と今宿学区に今宿鶴嶺児童クラブというのが両方に書いてあります。1つの建物の中に、今宿の子と鶴嶺の子が通う二つの施設が入っておりますので、建物としては1個のため、条例上は1施設になるという意味となります。

○小山委員

わかりました。ですから、クラブ数としては24ですね。

○中村委員長

点数配分はいろいろ工夫できると思います。一律3じゃなくても、例えば2.5とかね。

別に端数をつけても構わないはずです。

それから、例えばよっぽどいい提案だったら、別枠プラスアルファというのもあり得るのですよ。

例えば本当に待機児童の解消というスーパー提案があったら、これは別枠で点数載せますということだって、実はりえる。

だから点数はやるけれども、本当にもう民間提案の素晴らしい提案があったら、そこは別枠で上乗せ提案だってちゃんと点数化しますというのもあり得る話。

多分このイメージだと、サテライトということを提示しいでの、その充実という提案があがってくるという。そういうイメージです。

だから、事業者がスーパー提案をあげてこないと思います。もうすでに市がこのサテライトという提案をしているから、サテライトでどうしよう、そこを有効活用するためにはどういうふうにしようという提案になってくると思いますので。だから、これだとするとスーパー提案が出てきにくく募集要項になっている感じはします。

だから、そういうところを本当に市が困っているので、もう緊急案件なので、とにかく待機児童をゼロにできる案があったら、それはもう、随契でもいいですくらいの。

勢いがあるというのだったら、そこをやっぱり見せて僕は構わないと思いますけどね。

本当に5年間の間に待機児童ゼロにできるような提案があったら、そこはもうスーパー提案ですというのだってあり得るかもしれない。

ただそれは提案書の実現性とか、公平感だとかっていうのを審査した上になりますけど。だから、その辺は、一般的な募集と提案の審査というよりも、本当にそこを目指すのだったら、とんがつ

た審査をしても僕は構わないと思っている。

今回の委員は皆めちゃくちゃ意見言うのですよ。というのはなぜかと言ったら、本当に良い指定管理者を選びたいのです。

だから、市が困っているのなら、今言ったように、いやいや待機児童こんなに困つたら茅ヶ崎待機児童ゼロにしたいのですといって、それを解消するためにどうするかということを担当課として必死になっているのだったら、その提案を欲しいですということを前面に出して提案してもらう。

そういう提案の出し方は、あり得ると思うので、だから、例えば待機児童ゼロを5年間でゼロを達成する提案だったら、別枠でプラス点数考慮しますというのはあってもいいと思います。それもちょっと検討できますか。

○鈴木課長

いろんな意見をいただいたので。検討します。

○中村委員長

あとちょっと僕の方からちょっと1点あります。やっぱり成果指標が気になりました。

成果指標で子供にとって心理的安全の場所と事故防止に努めているアンケートの評価だけを成果指標にしますというと、多分、担当課としてはこれだけで評価しないはずですよ。

要するに、これはあくまでいわゆるKPIなので、多分KPIというのは代表的指標であって、それがいわゆる成果に直接結びついているわけじゃないですよ。

ただこれを実現する努力をすれば、いわゆる目的を達成するためにいくだろうというのが、本来のKPIですけど、多分僕はこの指標はちょっと合ってないと思っています。

本来はもっと違う手法がしかるべきですけど、指標は難しい。

KPIなので、この指標を使えばこの受注目的にプラスになりますという指標は、掴みにくい。ここはどうやって評価するかというと、実はこれだけじゃなくて、これ以外のモニタリングだとか。それから、定期的な対話はやっていますか。そういうところの対話だとか、それから、事業者と保護者との保護者会みたいなものを多分やっていますよね。

そういうところの議事録の提出をしてもらって、その議事録の中から課題を抽出して、それを解決するというのもやっぱり要素としてはあり得るから。

要するに、僕は指定管理者で重視しているのは、行政側のモニタリングですよ。

行政がしっかり自分たちの考えていることを実践している企業かどうかという評価を常にすること。

そのためには、何かあつたらモニタリングとやっぱり対話、それから、事業者がきちんと寄り添った形、要するに保護者に対応しているかどうかとか、それから実態に合った運営をきちんとやっているかどうか。

要するに、報告書ではいいこと言っているけど、実際行ってみたらちょっと違うことやっているということだってあり得るわけで、そこの評価というか、その抜き打ちの実施だとかね。そういうのも含めた管理体制が、僕はすごく重要なと思ってるので、逆に決めるのはいいです。指定管理者を決めるのは、僕らの仕事と思っているのですけど、その後のフォローワー体制もちょっとしっかりとつけてもらう必要があるので、KPIはこのままでいいのですけども、実はこのKPIでは、これでプラスだから、いい点とったからオッケーな業者ですとは言い切れないと思っているので、そこはフォローの体制をぜひ取っていただくようなのも念頭に置いて、お願ひできればと思います。

他いかがですか。

○小泉臨時委員

今のフォローワー体制の話ですけどもすごいすばらしいご意見だなと思って聞いていたのですが、指定管理者になって、もうそれこそ全国いろんな所でエントリーしてらっしゃって、いろんな地域のことを担当してらっしゃる業者もすごく多い中で、茅ヶ崎市がどのくらい自分たちの運営について、ただ審査するだけじゃなくて、フォローアップしてくださるかということは、それはすごく大切なことだと思います。

ただチェックするだけじゃなくて、会社側のニーズもあって、改善して欲しいこととかいろんなこと也有って、やっぱり連携し合いながらやっていく必要もあるので、方針をきちんと伝えると同時に、やっぱり対話的に運営していく質の保証みたいなものをやっていかなくちゃいけないのだろうなと思って。それに覚悟を持って、市の方にもやっていただければ、市のこども政策審議会としては、すごく安心するかなというふうに思います。

よろしくお願ひします。

○中村委員長

大分宿題出ちやいましたけど。逆に言うと、かなり細かいところまで我々言及しましたけども、やっぱりそれだけきちんと中身を吟味したということの結果になりますので、もしさういうところを通り抜けてきた、指定管理者は多分相当レベルの高い指定管理になると思っています。というかそういう事業者を選ぼうと思っています。

そうすると、茅ヶ崎市のこの指定管理取ったところはすごいぞという事業者になる。そうすると、多分茅ヶ崎の他にも手が出せるわけですよ。

ただ事業者も伸びるはずなので、逆に言ったら、そういうところを目指して、市も事業者も一緒にこの事業をやってくれる事業者を選定する、それがちょっと大事だと思っています。

他に意見ありましたら。

○山田委員

最後にお伝えしようと思ったのですが、これは青少年課の皆さんというよりも、行革の皆さんにという意味で。こうした指定管理者制度を茅ヶ崎のまちづくりの全体の売りになるようにきちんと続けていくといったところが、とても重要で、とりわけちょっと使い古されてあれですけど、東の流山、西の明石みたいな感じで、その子育て政策で、結構大きな売りになるというところをアピールしている自治体が増えて、兵庫県の調査行ってきたときにもそうですけど、結構そういうところでは人口の流れについてもかなり吸引力になっているというところがあって、そういう魅力がますます茅ヶ崎らしさに繋がるところではないかなというふうに思うので。その辺の運動を、ぜひこういう募集のときに、常に事業者に出していくことで、いくつかある自治体の1つという発注と受注ではなくて、茅ヶ崎のために、何かを成すというこの児童クラブの仕組みを作っていくば、なお良いのかなっていうふうに思っていて、皆さんのがちょっとその辺は細かく代弁してくださったので、おまけ程度ですが、そういう出し方みたいなところを常に意識していくというのが必要であればなと思いました。

○中村委員長

行革にも宿題が出ました。

ということで、いろいろご検討いただく内容だったので、それをやった上で修正するなら、修正するということで、すいませんがご検討いただければと思います。それで最終的な募集要項の方をお願いできればと思いますので、よろしくお願ひします。

その他よろしければ、これをもちまして、募集要項についての本来何も修正がなければ承認なのですが、すみませんが、修正があると思いますので、修正をある程度、私に一任と、市の方でお任せするという条件のもと、この募集要項を承認という手続きをとりたいと思いますので、よろしいですか。

【異議なし】

○中村委員長

ありがとうございます。

そうしましたら、これで募集要項に承認をいたいたという手続きになります。

それからこの後、視察を予定していますので、事務局から連絡事項等お願いします。

○千葉副主査

事務局から、今後のスケジュールについてご説明します。

茅ヶ崎市児童クラブにつきましては募集要項に記載の通り、令和7年4月30日指定管理者の公募を開始するところでございます。

その際には今回いただきましたご意見を踏まえ修正させていただいて、改めて委員の皆様の方

に、確認のご依頼をさせていただきますので、確認のご協力をお願いいたします。

また次回の児童クラブの委員会につきましては、応募者が4者以上だった場合、書類審査の方を7月3日の木曜日、書類審査による評価点の高かった上位3者に対する面接審査につきましては、2日間になっておりまして7月10日の木曜日、7月17日の木曜日に実施させていただくことを予定しております。

応募者が3者未満となった場合では7月10日の7月17日は面接審査のみになりますので、ご承知おきいただければと思います。

また次回の詳細につきましては、後日開催通知にてご案内をさせていただく予定でございます。

本日ご持参いただいている資料等につきましては、次回もご持参いただきますようお願いいたします。

またこの後ですね、先ほど委員長の方からお話ありました、児童クラブにて現地視察を予定しております。ご移動をお願いいたします。

○中村委員長

はい、委員の皆さんから何かありますか。

他に連絡等ないようでしたら、以上をもちまして、令和7年度第1回茅ヶ崎指定管理者選定等委員会を終了いたします。

今日はどうもありがとうございました。